

火山災害警戒地域における火山防災対策の取組状況 (令和5年9月30日現在)

火山災害警戒地域が指定された49火山における市町村の火山防災対策の取組状況 (令和5年9月30日現在)

令和6年3月26日

火山名	関係都道府県	火山防災協議会設置	火山ハザードマップ作成	噴火警戒レベル運用	市町村地域防災計画等における警戒避難に関する記載 ^(※1)		火山名	関係都道府県	火山防災協議会設置	火山ハザードマップ作成	噴火警戒レベル運用	市町村地域防災計画等における警戒避難に関する記載 ^(※1)	
					(記載済市町村数 ^(※2) / 関係 ^(※3) 市町村数)	(記載済市町村数 ^(※2) / 関係 ^(※3) 市町村数)							
アトサヌブリ	北海道	○	○	○	◎	(2 [2 ^(※4)] / 2)	新潟焼山	新潟県、長野県	○	○	○	◎	(3 [3 ^(※4)] / 3)
雌阿寒岳	北海道	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)	弥陀ヶ原	富山県	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)
大雪山	北海道	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)	焼岳	長野県、岐阜県	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)
十勝岳	北海道	○	○	○	◎	(6 [6] / 6)	乗鞍岳	長野県、岐阜県	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)
樽前山	北海道	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)	御嶽山	長野県、岐阜県	○	○	○	◎	(5 [5] / 5)
倶多楽	北海道	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)	白山	石川県、岐阜県	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)
有珠山	北海道	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)	富士山	神奈川県、山梨県、静岡県	○	○	○	○	(17 [24] / 27)
北海道駒ヶ岳	北海道	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)	箱根山	神奈川県	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)
恵山	北海道	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)	伊豆東部火山群	静岡県	○	○	○	○	(2 [3] / 3)
岩木山	青森県	○	○	○	◎	(6 [6] / 6)	伊豆大島	東京都	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)
八甲田山	青森県	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)	新島	東京都	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)
十和田	青森県、岩手県、秋田県	○	○	○	○	(16 [21] / 30)	神津島	東京都	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)
秋田焼山	秋田県	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)	三宅島	東京都	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)
岩手山	岩手県	○	○	○	◎	(4 [4] / 4)	八丈島	東京都	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)
秋田駒ヶ岳	岩手県、秋田県	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)	青ヶ島	東京都	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)
鳥海山	秋田県、山形県	○	○	○	◎	(4 [4] / 4)	鶴見岳・伽藍岳	大分県	○	○	○	◎	(4 [4] / 4)
栗駒山	岩手県、宮城県、秋田県	○	○	○	◎	(6 [6] / 6)	九重山	大分県	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)
蔵王山	宮城県、山形県	○	○	○	○	(4 [5] / 5)	阿蘇山	熊本県	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)
吾妻山	山形県、福島県	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)	雲仙岳	長崎県	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)
安達太良山	福島県	○	○	○	◎	(6 [6] / 6)	霧島山	宮崎県、鹿児島県	○	○	○	◎	(6 [6] / 6)
磐梯山	福島県	○	○	○	◎	(7 [7] / 7)	桜島	鹿児島県	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)
那須岳	福島県、栃木県	○	○	○	○	(3 [4] / 4)	薩摩硫黄島	鹿児島県	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)
日光白根山	栃木県、群馬県	○	○	○	○	(2 [3] / 3)	口永良部島	鹿児島県	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)
草津白根山	群馬県、長野県	○	○	○	○	(3 [5] / 5)	諏訪之瀬島	鹿児島県	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)
浅間山	群馬県、長野県	○	○	○	○	(3 [6] / 6)	合計		49	49	49	49	(169 [190] / 202)

(※1) 令和5年9月30日現在で、関係市町村の一部で記載済の場合には「○」、関係市町村の全ての市町村で記載済の場合には「◎」とした。

(※2) 対象市町村が火口周辺地域(噴火警戒レベル2, 3等発表時に警戒すべき範囲)を有している場合は、登山者等向け(噴火警戒レベル2, 3発表時等)と住民等向け(噴火警戒レベル4, 5発表時等)のそれぞれの対策として、対象市町村が火口周辺地域(噴火警戒レベル2, 3等発表時に警戒すべき範囲)を有していない場合は、住民等向け(噴火警戒レベル4, 5発表時等)の対策として、活動火山対策特別措置法第6条第1項1, 2, 3, 4, 6号の各事項全てを記載している場合を「記載済」とした。

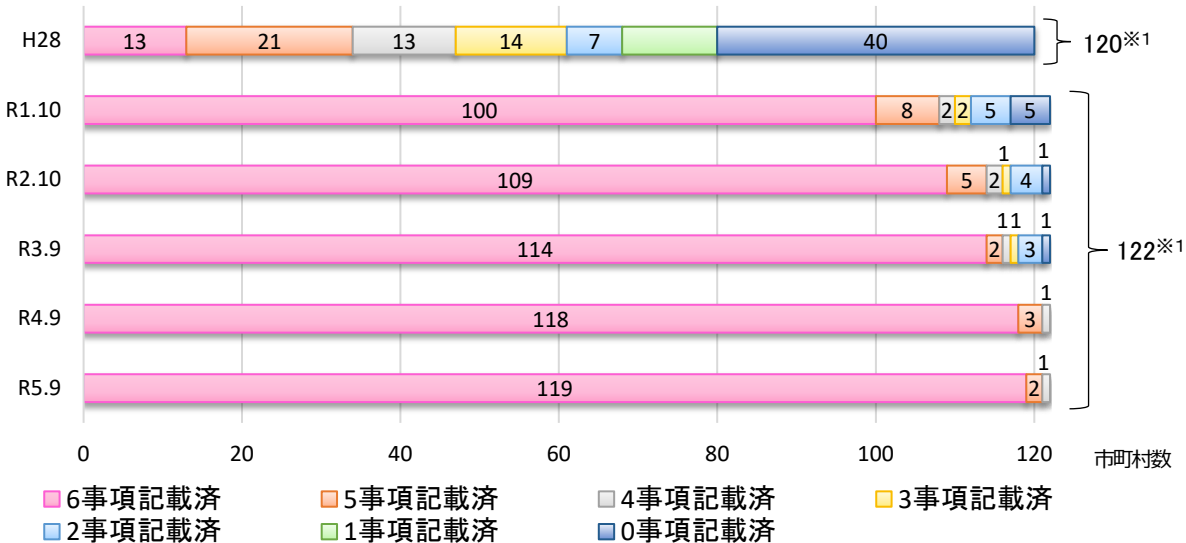
(※3) 当該火山の火山災害警戒地域に指定された市町村数。同じ市町村が異なる火山の火山災害警戒地域に指定されている場合がある。全国で延べ202市町村(重複を除くと179市町村)

(※4) []内は、活動火山対策特別措置法第6条第1項1, 2, 3, 4, 6号の各事項について、最低1事項は記載している市町村数

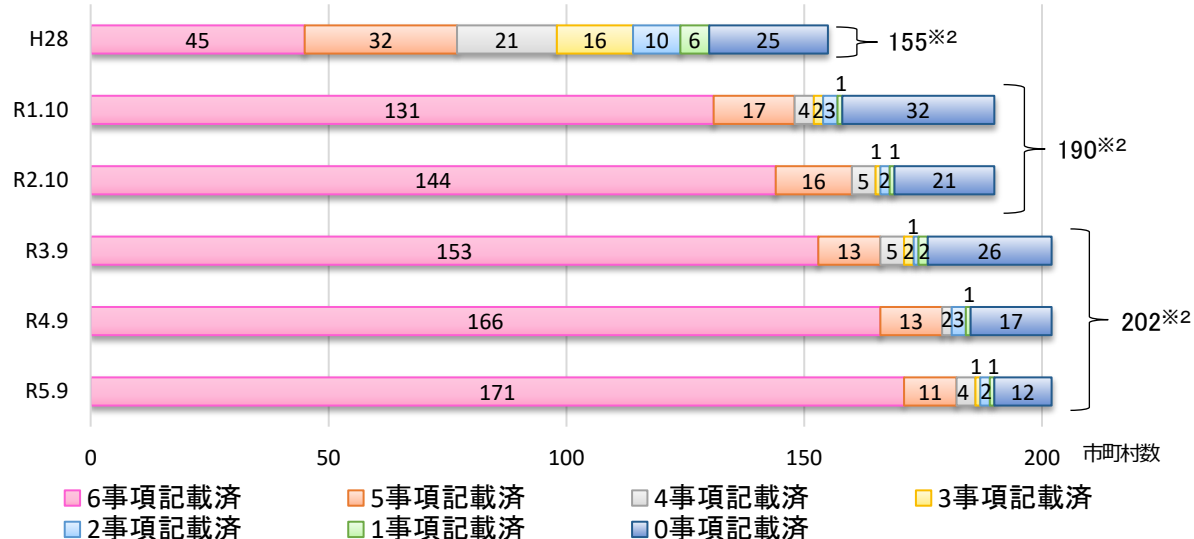
市町村地域防災計画等における避難計画に係る記載状況①

記載事項数の推移

登山者等向け(噴火警戒レベル2、3発表時等)の対策



住民等向け(噴火警戒レベル4、5発表時等)の対策



- 令和元年6月の火山災害警戒地域の追加指定に伴い、対象市町村が155市町村から190市町村に、令和3年5月の火山災害警戒地域の追加指定に伴い、対象市町村が190市町村から202市町村に増加
- 登山者等向け(噴火警戒レベル2、3発表時等)の対策、住民等向け(噴火警戒レベル4、5発表時等)の対策ともに、平成28年以降、記載が進んでいる。
- 登山者等向けの対策については、9割以上の市町村で全6事項が記載されている。
- 住民等向けの対策については、8割以上の市町村で全6事項が記載されている。

* 市町村数は延べ数

※ 活火山法第6条第1項第1、2、3、4、6号の各事項

- ・第1号 警報等の伝達等に関する事項
- ・第2号 避難のための措置に関する事項
- ・第3号 避難施設・避難場所に関する事項
- ・第3号 避難路・避難経路に関する事項
- ・第4号 避難訓練の実施に関する事項
- ・第6号 救助に関する事項

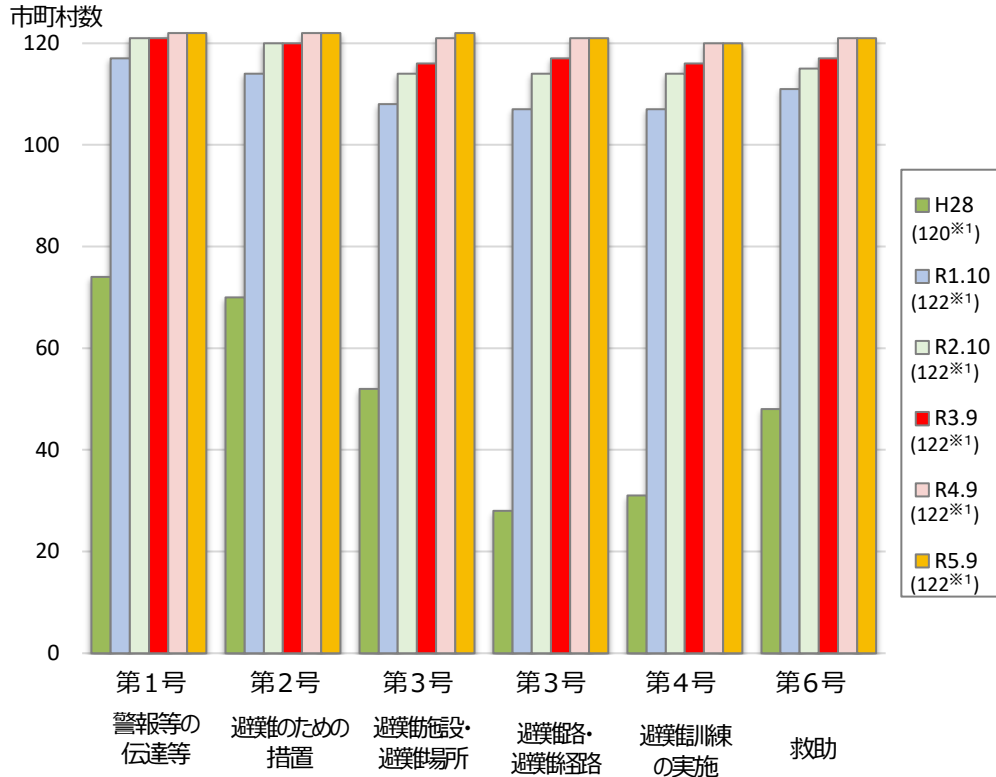
※1 各年の火山災害警戒地域に指定されている市町村のうち、火口周辺地域を有している市町村数(延べ数)

※2 各年の火山災害警戒地域に指定されている市町村数(延べ数)

市町村地域防災計画等における避難計画に係る記載状況②

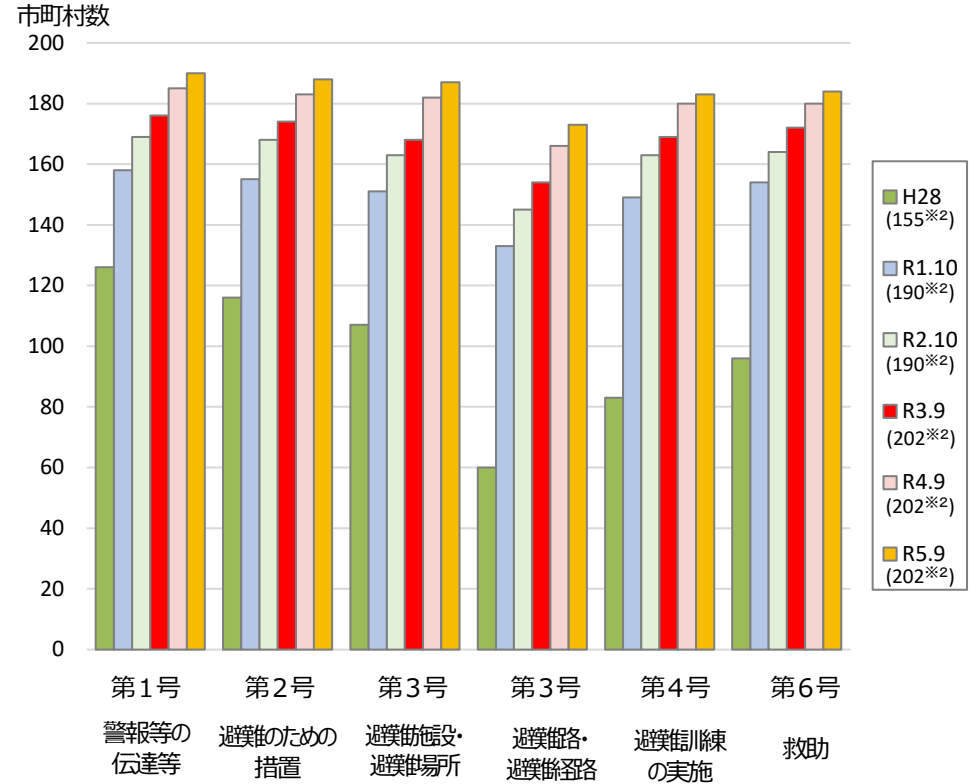
事項別の策定状況の推移

登山者等向け（噴火警戒レベル 2、3 発表時等）の対策



※1 各年の火山災害警戒地域に指定されている市町村のうち、火口周辺地域を有している市町村数(延べ数)

住民等向け（噴火警戒レベル 4、5 発表時等）の対策

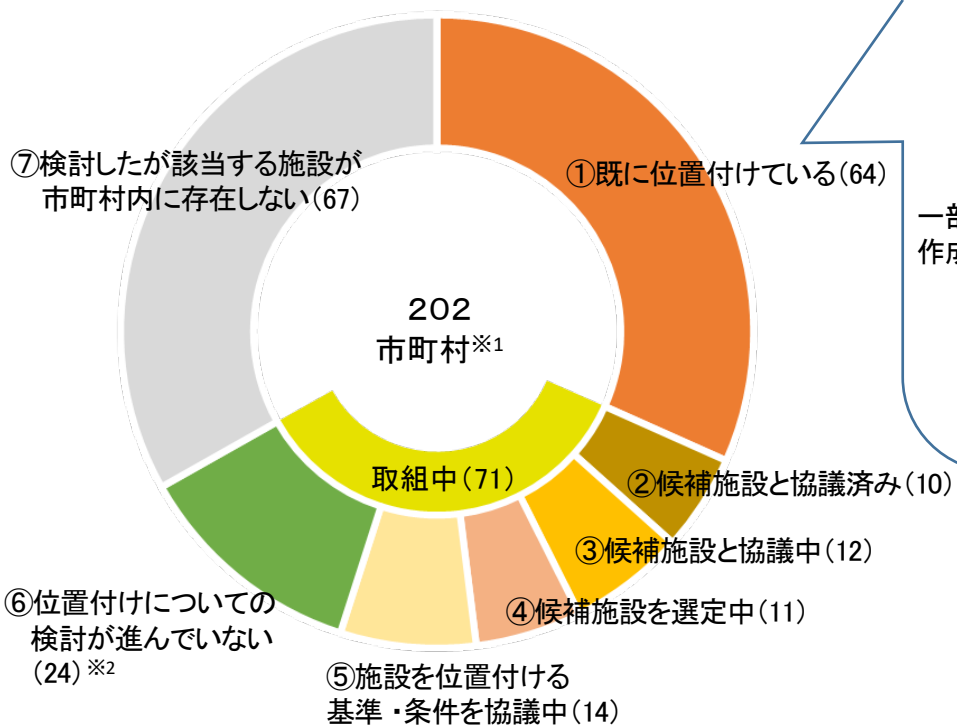


※2 各年の火山災害警戒地域に指定されている市町村数(延べ数)

避難促進施設の位置付け及び避難確保計画の作成の取組状況①（令和5年9月30日現在）

- 火山災害警戒地域に指定されている202市町村に対して、避難促進施設と避難確保計画についてアンケート調査を実施
- 地域防災計画への避難促進施設の位置付け状況についての回答は次のとおり。
 - ・64市町村（約32%）で避難促進施設を位置付け済み、67市町村（約33%）で該当する施設なしとしている。
 - ・残りの71市町村（約35%）で、候補施設と協議中等の市町村を含め、調査時点で施設の位置付けがなされていない。
- 避難促進施設を位置付け済みの市町村及び施設における避難確保計画の作成状況についての回答は次のとおり。
 - ・避難促進施設を位置付け済みの64市町村中、41市町村（約64%）では全ての施設で避難確保計画を作成済み。
 - ・避難促進施設として位置付けられた全598施設中、498施設（約83%）で避難確保計画を作成済み。* 市町村数・施設数は延べ数

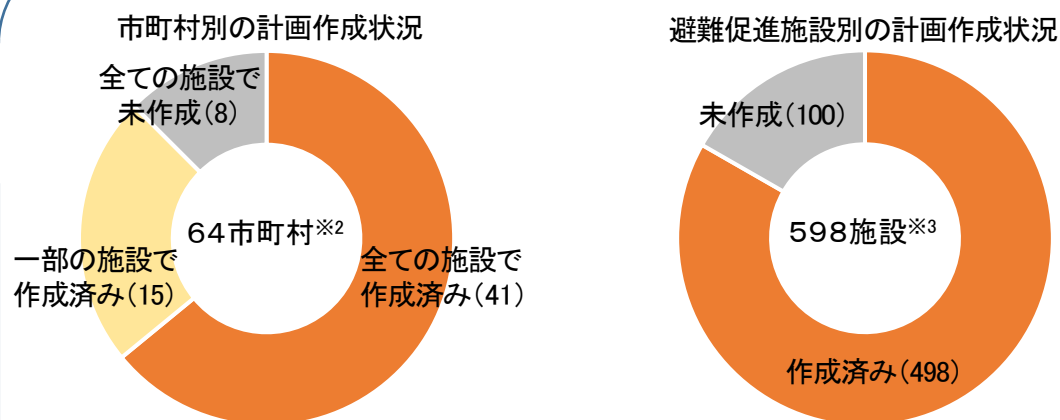
火山災害警戒地域の市町村における避難促進施設の地域防災計画への位置付け等の状況



※1 火山災害警戒地域に指定されている市町村数(延べ数)

※2 うち21市町村については、避難促進施設の地域防災計画への位置付けの前提となる避難計画を火山防災協議会において検討中（計画策定後、各市町村において位置付けに係る検討を開始予定）

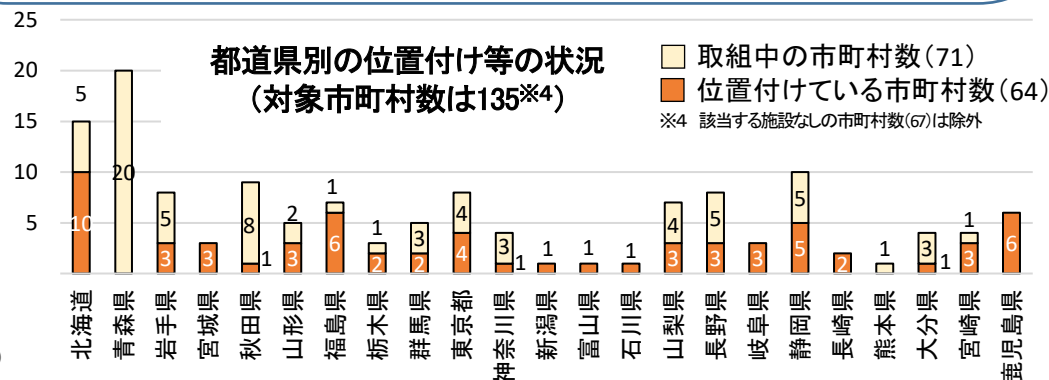
避難促進施設における避難確保計画の作成状況



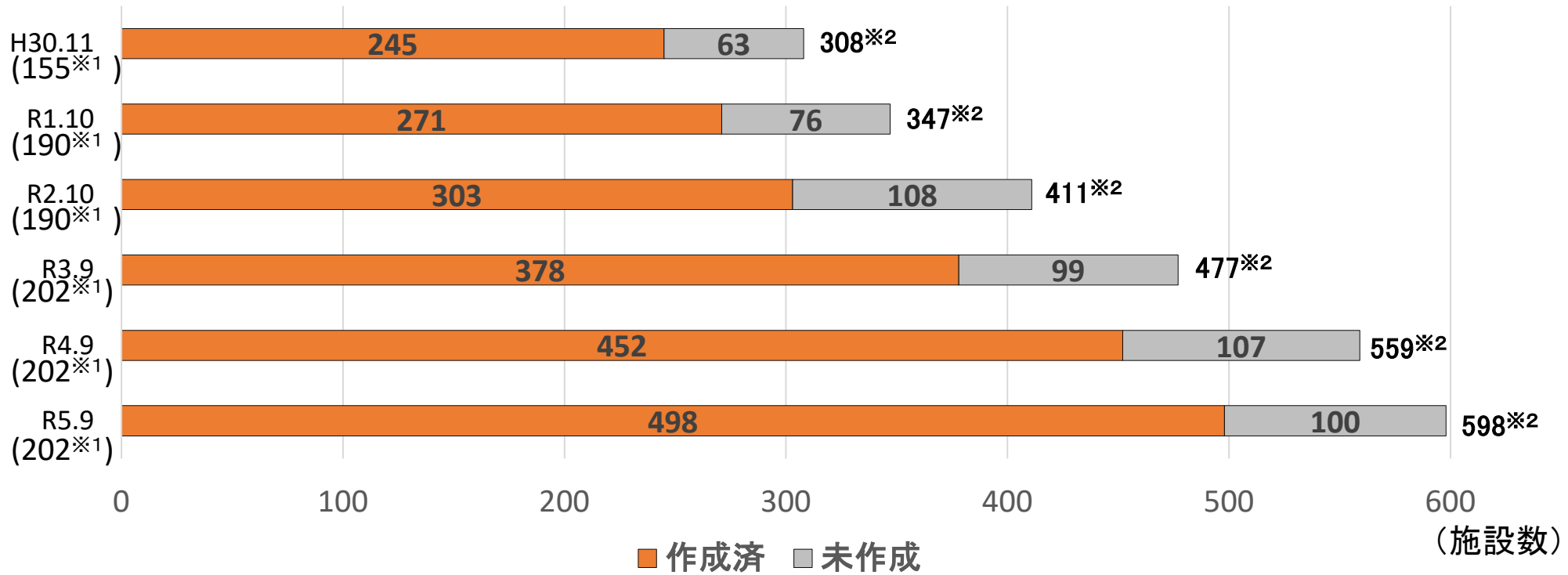
※2 位置付け済みの市町村数は、調査結果の精査等による増減を除き、令和5年3月から3団体増加

※3 避難促進施設は、施設の廃業や調査結果の精査等による増減を除き、令和5年3月から18施設新たに位置付け

都道府県別の位置付け等の状況 (対象市町村数は135※4)



避難促進施設数・避難確保計画作成状況の推移



※1 各年の火山災害警戒地域に指定されている市町村数(延べ数)

(令和元年6月の火山災害警戒地域の追加指定に伴い、対象市町村が155市町村から190市町村に、令和3年5月の火山災害警戒地域の追加指定に伴い、対象市町村が190市町村から202市町村に増加)

※2 避難促進施設の総施設数(延べ数)

集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き（令和4年3月改定）

●委員会の開催

「噴火時等の避難計画の手引き作成委員会」

・委員会（座長：池谷浩（一財）砂防・地すべり技術センター研究顧問）は、火山防災の有識者、火山学者、火山地域の自治体、登山・旅行の関係者等により構成。

●作成の背景・改定のポイント

○平成28年3月：御嶽山噴火災害の発生と活動火山対策特別措置法の改正（平成27年12月施行）を踏まえて作成

- ・施設の所有者等による施設利用者への情報伝達や避難誘導など避難確保に関する計画（避難確保計画）の作成を促進すべき（「御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について（報告）」（平成27年3月 火山防災対策推進WG））
- ・市町村が指定する、不特定多数の者が利用する施設や、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設（避難促進施設）の所有者等に対し、避難確保計画の作成・公表等を義務化（「活動火山対策特別措置法」の改正（平成27年12月 施行））

○令和3年3月：取り組み事例集の拡充を踏まえて改定

○令和3年5月：災害対策基本法の改正（令和3年5月施行）を踏まえて改定

○令和4年3月：取り組み事例集の拡充を踏まえて改定

●手引きの概要

○解説編

・避難確保計画を作成すべき施設

火山防災協議会における議論を基に市町村が選定

- 例）突発的な噴火が発生した際に直ちに対応が必要な火口近くに位置する施設
 ・火口から遠くても利用人数が多い大規模な施設

・計画作成にあたっての留意点

(1) 避難確保計画の検討体制の構築

(2) 市町村との連携・協力体制の構築

(3) 避難確保計画の作成主体

- 単独で作成するか、共同して作成するか

(4) 施設のグループ分け



＜複数施設が共同して計画を作成している事例＞

グループ		施設例
集客施設	A 交通関係施設	ローブウェイ、バスターミナル 等
	B 宿泊施設	ホテル、山小屋 等
	C 利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	キャンプ場、スキー場等
	D その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	観光案内所、土産屋 等
利用配慮施設	E 医療機関	病院、診察所等
	F 医療機関以外の要配慮者利用施設	学校、老人福祉施設 等

(5) 避難訓練の実施と計画の見直し

○計画作成編

・実際の計画の記載例も掲載

避難確保計画に定めるべき項目

1. 計画の目的 避難確保計画の位置づけや目的

2. 当施設の置かれた状況

・ハザードマップや噴火警戒レベルに対応した規制範囲との施設の位置関係

3. 避難確保を行うべき人数及び範囲

・施設の従業員や利用者等の人数の把握
 ・施設周辺からの緊急退避者数も想定

4. 防災体制

・災害対応時の体制や従業員の役割分担
 ・複数施設が共同して計画を作成している場合は、代表施設が情報を集約

5. 情報伝達及び避難誘導

防災対応を4ケースに分類し、それぞれの情報伝達と避難誘導の方法

6. 資器材の配備等

・市町村との情報通信手段の配備と維持管理
 ・ヘルメットやマスク、水・食糧等の準備
 ・必要に応じて建物の屋根等を強化

7. 防災教育及び訓練の実施等

・従業員への防災教育
 ・避難訓練の実施とそれに基づく計画の検証・見直し
 ・パンフレットの配布等、登山者や旅行者への啓発
 ・日頃から火山活動を観察し、異常があれば通報

①噴火警戒レベル引上げがあっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は臨時的解説情報等が発表された場合
 市町村からの情報を利用者等に伝達
 情報伝達：市町村からの立入規制等の情報を利用者等に伝達
 避難誘導：利用者等に危険な範囲に立ち入らないよう呼びかけ

②噴火警戒レベル引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

市町村からの情報に基づき避難を開始
 情報伝達：市町村からの避難指示等を利用者等に伝達
 避難誘導：利用者等を規制範囲外まで誘導

③噴火警戒レベル引上げ等が無く、突発的に噴火した場合（火口周辺の避難促進施設）

施設が自ら判断し防災対応を開始
 情報伝達：施設が噴火を察知し、市町村へ状況を伝達
 避難誘導：利用者等に屋外から屋内への緊急退避を呼びかけ
 →屋内のより安全な場所への誘導
 →火山活動の状況に応じて規制範囲外まで誘導

④噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合（居住地域の避難促進施設）

施設が自ら判断し防災対応を開始
 情報伝達：施設が噴火を察知した場合は、市町村へ状況を伝達
 避難誘導：火山活動の状況に応じて避難対象地域外まで誘導

○参考資料

・本手引きの用語解説・火山防災の基本知識

○避難確保計画作成の解説資料（作成ガイド、ひな形、取組事例集等）

専門家による火山地域への支援（火山防災エキスパート制度）

- 地方公共団体等で火山防災対応の主導的な役割を担った経験のある実務者を、内閣府火山防災エキスパートとして火山地域へ派遣
- 講演や避難訓練の講評等において、実際に地方公共団体や国の機関で噴火時等の防災対応に当たった経験や、火山現象やハザードマップ等に関する専門知識を提供することにより、各火山協議会の火山防災対策の立案等を支援

【支援内容】

- ・地方公共団体等の職員への研修
- ・防災訓練の企画、実施の支援
- ・協議会等の運営等の支援
- ・各火山の地域防災計画、火山防災マップ等の作成支援 等

【内閣府火山防災エキスパート(令和6年2月現在)】

- 岩田 孝仁（静岡大学防災総合センター特任教授）
- 杉本 伸一（雲仙岳災害記念館 館長）
- 田鍋 敏也（壮瞥町長）
- 三浦 秀明（元宮崎県危機管理局危機管理課専門主事）
- 松井 宗廣（株式会社オリエンタルコンサルタンツ 顧問 技師長）

【派遣実績(平成21年10月～令和6年2月末)】

- 29火山74回の派遣を実施



派遣時の様子

全国の協議会関係者の連携強化の取り組み（火山防災協議会等連絡・連携会議等）

- 全国の火山防災協議会の中で、火山防災対策に係る取り組みに関する情報交換等を行うとともに、関係機関と火山防災対策を進める上での共通課題について連携して検討
- 平成24年度から毎年1回、火山防災協議会等連絡・連携会議（全国会議）を開催。各火山地域の火山防災対策における取組事例紹介、火山防災エキスパート等の有識者との意見交換、関係省庁からの情報提供等を行う。
- 平成28年度から毎年1回、火山防災協議会に参画する火山専門家等の連携会議（専門家会議）を開催。協議会の火山専門家等が参加し、専門家の連携を強化するとともに取組の共有等を行う。
- 平成29年度から新たな取り組みとして地域グループ等の会合を開催。新任者等グループ会合と、テーマ別会合を実施し、地域内で共通している課題の検討等を行う。

全国会議について

有識者との意見交換、グループ討論、現地見学等を実施

- 第12回：令和5年11月14日（オンライン開催）
233機関（市町村、都道府県、国の機関、有識者等）404名より申込み

専門家会議について

有識者との意見交換、事例紹介等を実施

- 第8回：令和5年11月15日（オンライン開催）
火山専門家29名より申込み

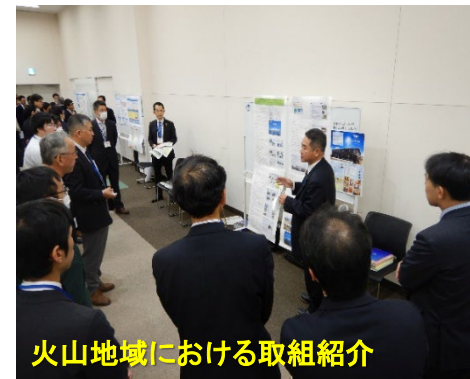
地域グループ等の会合について

火山防災行政に係る解説、火山専門家等による講話、火山地域による取組事例紹介、意見交換等を実施

- 新任者等グループ会合：令和5年5月9日（オンライン開催）
- 登山者や観光客等の避難対策に係るグループ会合：令和5年2月28日（オンライン開催）



有識者との意見交換



火山地域における取組紹介



火山地域における取組紹介



現地見学会